

① 4週間毎の変形労働時間制とした場合

20XX年4月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第1週 (50h)	1	日												
	2	月												
	3	火												
	4	水												
	5	木												
	6	金												
	7	土												
第2週 (30h)	8	日												
	9	月												
	10	火												
	11	水												
	12	木												
	13	金												
第3週 (30h)	14	土												
	15	日												
	16	月												
	17	火												
	18	水												
	19	木												
第4週 (50h)	20	金												
	21	土												
	22	日												
	23	月												
	24	火												
	25	水												
	26	木												
27	金													
28	土													

10h
10h
10h
10h
10h
6h
6h
6h
6h
6h
6h
6h
10h
10h
10h
10h
10h

上記例の場合 $50h+30h+30h+50h \div 4=40h$ となる。

週平均40時間のため、塗りつぶし部分以外で労働させなければ時間外労働とならず、割増賃金の支払いは必要ない。

② 暦月毎の変形労働時間制とした場合

20XX年4月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第1週 (50h)	1	日													
	2	月													10h
	3	火													10h
	4	水													10h
	5	木													10h
	6	金													10h
	7	土													
第2週 (30h)	8	日													
	9	月													6h
	10	火													6h
	11	水													6h
	12	木													6h
	13	金													6h
第3週 (30h)	14	土													
	15	日													
	16	月													6h
	17	火													6h
	18	水													6h
	19	木													6h
第4週 (50h)	20	金													6h
	21	土													
	22	日													
	23	月													10h
	24	火													10h
	25	水													10h
	26	木													10h
第5週 (10h)	27	金													10h
	28	土													
	29	日													
	30	月													10h

上記例の場合 50h+30h+30h+50h+10h=170hとなる。

上記例のように、日数が7で割れないときは、法定労働時間は $40 \div 7 \times$ 日数で計算するので、 $40 \div 7 \times 30 = 171.4$ (小数点2桁以下切り捨て)

$171.4 > 170$ となり、塗りつぶし部分以外で労働させなければ時間外労働とならず、割増賃金の支払いは必要ない。